

雲仙市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月28日

雲仙市監査委員 佐藤順也
雲仙市監査委員 藤田一二

令和 7 年度

財政援助団体等監査報告書

令和 8 年 1 月

雲仙市監査委員

目 次

I	監査の種類	1
II	監査の目的	1
III	監査の対象	1
IV	監査実施期間	1
V	監査実施場所	1
VI	監査の方法	1
VII	監査の主な着眼点	1
VIII	監査の結果	2

令和7年度財政援助団体等監査報告

I 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

II 監査の目的

市が補助金を交付している団体等に対し、その事業が補助金等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

令和6年度に本市が財政的援助を行った団体の中から、次の2団体を選定し監査を実施した。

なお、国見総合運動公園（遊学の里くにみ）においては、補助金を指定管理料と読み替えて監査を行った。

III 監査の対象

監査対象団体	所管課
一般社団法人雲仙観光局	観光商工部 観光物産課
国見総合運動公園（遊学の里くにみ） 株式会社NSP	教育委員会 スポーツ振興課

IV 監査実施期間

令和7年9月中旬から令和8年1月中旬まで

V 監査実施場所

監査対象施設及び雲仙市役所監査委員室

VI 監査の方法

監査の実施にあたっては、当該団体及びその所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等と提示のあった出納関係の諸帳簿等関係書類との突合その他必要と認める監査手続きにより、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

VII 監査の主な着眼点

監査にあたっては、主に次の事項を着眼点とした。

(1) 所管課関係

ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は関係法令等に適合しているか。

- イ 補助金交付要綱は整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

VIII 監査の結果

(1) 一般社団法人雲仙観光局

ア 団体の概要

所在地 : 雲仙市小浜町雲仙 320 番地
法人設立日 : 令和4年2月21日
会員数 : 198名 (令和6年度末現在)
役員等 : 代表理事 1名
副代表理事 2名
理事 15名
監事 2名
事務局長 1名
事務局職員 28名 (パート含む)

雲仙観光局は、お客様目線に立ち国内外に認知され、地域に何度も訪れていただき、楽しんで周遊・滞在いただき、帰ってからの日常でも雲仙市産の产品を購入いただけるようなファンを獲得できるよう、雲仙市全体の価値を向上させるとともに、観光を地域への波及効果が

高く、地域に必要とされる産業にするとともに、地域の事業者それぞれの価値を向上させ、選ばれ続け、稼ぐ力を高め、「訪れる人も住む人も働く人も幸せを感じられる、持続可能な地域の実現」を目的に設置されている。（出典：雲仙観光局定款）

イ 補助の目的

市内の観光の振興及び活性化を図るため、市全域において観光振興事業等を実施する観光団体等に対して助成することを目的とする。

ウ 事業費実績

収支決算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

1 収入の部

単位:円

区分	予算額	決算額	比較増減	説明
補助金	65,000,000	65,000,000	0	雲仙市観光団体等育成補助金
事業収入	106,466,000	187,588,074	81,122,074	会費、諏訪の池VC受託、販売事業 等
自己資金	0	0	0	
合計	171,466,000	252,588,074	81,122,074	

2 支出の部

()補助対象

単位:円

区分	予算額	決算額	比較増減	説明
事業費	82,515,000 (42,490,000)	120,428,202 (33,723,161)	37,913,202 -(8,766,839)	
1. 事業者連携・経営拡大	3,770,000 (3,770,000)	1,759,590 (1,717,529)	-2,010,410 -(2,052,471) 0	プロジェクト推進、販路拡大支援(ふるさと納税等)、意識啓発、セミナー開催、等
2. 観光マーケティング	16,235,000 (16,235,000)	12,579,159 (12,373,615)	-3,655,841 -(3,861,385) 0	各種調査、デジタルマーケティング、リアルプロモーション、情報発信、等
3. 地域ブランド・価値創造	54,010,000 (20,685,000)	98,138,901 (18,196,327)	44,128,901 -(2,488,673) 0	ブランド戦略立案、コンテンツ開発・磨き上げ、ワーケーション・オープンイノベーション推進、等
4. 内部体制強化	1,800,000 (1,800,000)	1,435,690 (1,435,690)	-364,310 -(364,310) 0	職員研修・意識改革、内部DX化、等
5. 請負事業	6,700,000 (0)	6,514,862 (0)	-185,138 (0) 0	足湯、自目の池キャンプ場、諏訪池ビジターセンター
管理費	88,951,000 (22,510,000)	132,159,872 (31,276,839)	43,208,872 (8,766,839)	
6. 管理費	88,951,000 (22,510,000)	132,159,872 (31,276,839)	43,208,872 (8,766,839) 0	人件費、旅費交通費、消耗品費、備品購入費、通信運搬費、水道光熱費、リース料、等
合計	171,466,000 (65,000,000)	252,588,074 (65,000,000)	81,122,074 (0)	

エ 監査の概評

監査の着眼点に基づいた関係書類の審査、所管課及び雲仙観光局へ出向き、説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務について概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、改善又は検討を要する事項については、以下のとおりとする。

オ 検討要望事項等

1) 観光物産課に関する事項

① 実績報告の内容確認等について

補助金の額の確定は、実績報告書の内容等を的確に審査したうえで行わなければならない。しかしながら、観光局からの実績報告書の添付書類において、食事代や飲料代等の食糧費について補助金を充当したケースが見受けられた。また、人件費に対する充当上限等の基準がなく、補助金総額になるよう人件費で調整できるように見えてしまう。このような疑念を招かないためにも、補助対象経費の明確な指針を提示し適正な事業費の振り分けができるよう図られたい。

なお、補助金充当経費については、再度確認を行い結果次第では補助金の返還も検討していただきたい。

また、年間を通して所管課による現地調査等は行っていないとのことだが、補助金により取得した備品等の確認などについて、現在市で検討されている備品の基準の改訂に合わせた管理ルールを作成・提示し、雲仙市補助金等交付規則等に基づいた審査の徹底を図られたい。

② 適切な効果測定の検証について

本補助金は、かつて市で予算計上していた内容を精査し、雲仙観光局へ一元化した方が効果的、効率的かつ経済的に推進できると判断する事業に係る予算として、本市における観光振興及び活性化の一翼を担っているものと認識している。

したがって、市としても本事業における補助金の効果測定を適切に検証し、効果的な支援となるよう精査されたい。

2) 雲仙観光局に関する事項

① 実績報告書の内容確認等について

本補助金は、雲仙市補助金等交付規則に基づき概算払いをされており、実績報告をもって額の確定となるが、この実績報告書の添付書類の中で、補助対象経費の明細書において、対象経費の一部に食糧費を充当しているケースが見受けられた。また、人件費の充当方法についても疑念を生じた。これは、単純な振り分け誤りもあるかもしれない

中、明確な補助対象経費の指針が示されていなかったこともその要因と思慮される。

補助金実績報告書は、補助金確定の重要な証拠書となるものであるため、補助対象経費について再度確認し、観光物産課へ報告するとともに実績報告書の内容確認については徹底を図られたい。

② 固定資産の適正管理について

観光局で管理する固定資産の中には、補助金を活用して取得した備品もあり、5万円以上について整理されているとのことである。

今後、補助金をもって取得された備品等については、現在、市において検討されている備品の基準の改訂に合わせた、観光物産課が示す管理ルールにより、固定資産台帳へ掲載し適正に管理していただきたい。

③ 収入及び支出事務の流れについて

現在、収入および支出事務については、一定のルールがあり実施されているようであるが、それを明記したものがないとのことである。

今回、書類を監査した中では、収入伺い、支出伺い、支出証拠書類等無いものが散見された。

観光局の経理規程に規定するなど明確にして、適正な事務処理に努められたい。

(2) 国見総合運動公園（遊学の里くにみ）

株式会社N S P

ア 団体の概要

名 称 : 株式会社N S P

所在地 : 雲仙市国見町土黒甲 882 番地

団体設立日 : 平成20年3月6日

役員等 : 代表取締役 1名

取締役 1名

職 員 22名（パート含む）

株式会社N S Pは、各種イベントの企画及び運営、各種施設の維持管理業務、及びこれらに関連する一連の事業を営むことを目的に設立されている。

イ 補助（指定管理）の目的

国見総合運動公園は、市民の健康を増進し、体育及びレクリエーションの普及及び振興を図るため設置されたものである。

株式会社N S Pは、国見総合運動公園において、市民サービスの向上と管理経費の縮減を図るため、令和5年度から令和8年度の4年間、指定管理者に指定された。その管理の対価として指定管理料を支払うものである。

ウ 指定管理料交付実績（対象事業費）

令和6年度 33,700,000円 (68,133,506円)

令和5年度 33,700,000円 (66,381,553円)

令和4年度 32,000,000円 (57,240,986円)

※現指定管理者の指定期間は、令和5年度から令和8年度

エ 監査の概評

監査の着眼点に基づいた関係書類の審査、所管課からの説明聴取等により監査を実施した結果、指定管理に係る出納その他の事務について概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、改善又は検討を要する事項については、以下のとおりとする。

オ 検討要望事項等

1) スポーツ振興課に関する事項

① 施設利用料の見直しについて

本指定管理業務については、昨今の人件費及び物価高騰の影響等がある中、施設利用料が実情と乖離している実態が見受けられた。一例として、中高生以下の宿泊利用料が安価であるため、利用者が増えるほど利益が減少するという現象が生じている。また入浴料についても安価に設定してある。今後、指定管理業務を適正に存続させていくためにも、他の指定管理施設も含め、統一した時期に各施設に応じた施設利用料の見直しを検討していただきたい。

② 管理運営の確認・評価等について

管理運営状況については、書面及び現地確認により確認しているとのことだが、出納簿及び支出証拠書類等の確認までには至っていなかった。また、評価については、具体的な評価基準がなく実施されていなかった。今後、全体的な評価の仕組みづくりについて検討していく

必要があると考える。

2) 株式会社N S Pに関する事項

① 支出に係る領収書等の整理について

出納簿及び支出書類と決算資料については適正に処理され数値に誤りはなかったが、各種領収書等の整備状況について、各種検査等も想定した上で適切な整備及び保管を検討していただきたい。

② 備品の管理について

市の備品については、建設当時からあるもので、適切に管理されているが、一部使用していない備品がありその保管場所について、スポーツ振興課と協議の上、適正に管理をしていただきたい。また、指定管理者で購入した備品は、基本協定に基づき適切に管理されたい。